

### 申告書等印刷

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

#### 印刷に当たっての留意事項

**!** 「推奨環境」のバージョンを確認し、必ずAdobe Acrobat Readerで帳票を表示・印刷してください。  
これ以外で印刷した帳票は、**罫線で文字や数字が読み取れない**場合があります。


- 申告書等は、A4サイズの「**普通紙**」を使用して、**白黒又はカラーで片面印刷**してください。
- 提出用の申告書等については、3点マークが正しく印刷されているか確認してください。  
 [印刷結果の確認方法はこちら](#)
- プリンタをお持ちでない方は、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して申告書等の印刷をすることができます。  
 [プリントサービスの詳細はこちら](#)

**!** マイナンバーカードの写しなどの添付が必要になりますが、必要な書類の準備ができていますか。  
情報は、「[概要表示・印刷](#)」をクリックして「提出書類のご案内」をご確認ください。

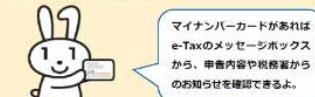
準備しました

**e-Taxで送信すれば、書類の添付が不要\***になるため、準備の手間が無くなくなります！  
※一部の書類を除きます。

e-Taxで送信するために必要なものは2つ ICカードリーダライタ不要！

 +

マイナンバーカード      マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



[提出方法を画面からe-Taxに変更する方法](#)

**「自宅からのe-Tax」の主なメリット！**

 添付書類 <b>不要*</b> <small>※一部の書類を除きます。</small>	 還付金 <b>早期還付</b> 3週間程度で還付！ 書面提出の場合は 1か月～1か月半程度で還付
---	---

#### 印刷する帳票の選択

印刷する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

「承認しまし  
た」クリック後  
に画面を下にス  
クロール

マイナンバーカードの  
準備について、「**□準備  
しました**」をクリッ  
クして、画面を下にス  
クロールします。



2級FP : S



提出方法を画面からe-Taxに変更する方法

### 「自宅からのe-Tax」の主なメリット！

<b>添付書類</b>  ※一部の書類を除きます。	<b>還付金</b>  3週間程度で還付！ 書面提出の場合は 1か月～1か月半程度で還付
---	---

#### 印刷する帳票の選択

印刷する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

チェック	項目名
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書第一表【提出用】
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書第一表【控用】
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類台紙
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書第二表【提出用】
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書第二表【控用】
<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類等のご案内

#### 帳票表示・印刷

- 手順1 [Adobe Acrobat Reader](#)をインストールしてください。
- 手順2 下の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックしてください。
- 手順3 **画面右上のフォルダーアイコン（「ダウンロードフォルダーを開く」または「フォルダーに表示」）をクリックしてください。**  
※ブラウザでPDFファイルが表示される可能性がありますので、「ファイルを開く」をクリックしないでください。
- 手順4 **保存したPDFファイルを右クリックして、「プログラムから開く」を選択してAdobe Acrobat Readerで表示・印刷してください。**  
※Adobe Acrobat Reader以外で印刷した帳票は、黒く文字や数字が読み取れない場合があります。

帳票の印刷や保存で分からないことがある方は[こちら](#)

帳票表示・印刷

#### 申告内容の確認・訂正

帳票を確認した結果、申告内容の確認・訂正が必要な方は以下のボタンをクリックしてください。

申告内容の確認・訂正

「帳票表示・印刷」をクリックします。

デフォルトですべての帳票にチェックがついていますが、不要なものがあれば、チェックボタンをクリックして印刷対象から外すことができますよ。



2級FP：S

前に戻る 次へ進む



40

このファイルにはアクセス許可が制限されています。一部の機能にアクセスできない可能性があります。 [アクセス許可の表示](#)

国税庁HP(2023-01-21:10:43:34.0a)

令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 添付書類台紙

現在の住所又は事業所等	宮城県仙台市青葉区中央	フリガナ	フリガナ
		氏名	うり ちゃん

① のりしろ

### 本人確認書類 (写)

※ 申告書を提出する際には、毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

◆ マイナンバーカード (個人番号カード) をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「I 番号確認書類」の写しと「II 身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。  
※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

I 番号確認書類	+	II 身元確認書類
【ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し】 ・通知カード (現在の氏名・住所等が記載されている場合に 限ります。) ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限ります。)  などのうちいずれか1つ		【記載したマイナンバーの持ち主であることを 確認できる書類の写し】 ・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証 (保険者番号及び被保険者等記号・番号部分をマ スキング(塗りつぶし)してください。) ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード  などのうちいずれか1つ

○ 申告に当たっては、上記及び社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除関係書類 (該当するものに限ります。)などを、この台紙にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください。

○ 上記以外の書類は、この台紙の裏面や適宜の用紙に貼ってください。

**e-Tax で送信すれば 書類の添付が 不要<sup>※</sup> になります !**

※一部の書類を除きます。

このファイルにはアクセス許可が制限されています。一部の機能にアクセスできない可能性があります。 [アクセス許可の表示](#)

上記以外の書類は、この台紙の裏面や適宜の用紙に貼ってください。

e-Tax で送信すれば 書類の添付 が 不要 になります！

※一部の書類を除きます。

国税庁HP(2023-01-14:19:26:03.37) FA2302

### 令和04年分の確定申告書

住所: 宮城県仙台市青葉区中央  
氏名: フリチャン うちちゃん

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
給与	4,000,000		3,600,000
雑所得			
合計			

② 源泉徴収控除の合計額: 81,600

所得の種類: 給与所得 (39,000)

配偶者や親族に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	扶養親族	住民税	控除
妻		妻					
長女		長女					
次女		次女					
三女		三女					
四女		四女					

事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度	住居の内部	専従業務(1)の種類
妻		妻				
長女		長女				
次女		次女				
三女		三女				
四女		四女				

住民税・事業税に関する事項

所得の種類	所得者	所得金額	課税標準	税率	課税額	控除額	納税額
給与所得	うちちゃん	4,000,000	3,600,000	1%	36,000	81,600	39,000





このファイルにはアクセス許可が制限されています。一部の機能にアクセスできない可能性があります。アクセス許可の表示

国税庁HP (2023:01:21:10:43:34.0a)

### 令和04年分の所得税及び住民税の確定申告書

住所: 宮城県仙台市青葉区中央  
氏名: 三浦 ちゃん

所得の種類	種目	収入金額	課税徴収額
給与所得	給与	4,000,000	81,600

④ 所得の内訳 (所得税及び住民税特別所得税の課税徴収税額)

所得の種類	種目	収入金額	課税徴収額
給与所得	給与	4,000,000	81,600

⑤ 所得の種類別の課税所得、一時所得に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費	差引金額
給与所得			

⑥ 所得の種類別の課税所得、一時所得に関する事項 (続)

所得の種類	収入金額	必要経費	差引金額
給与所得			

⑦ 特別用途税

⑧ 配偶者や親族に関する事項

氏名	生年月日	職業	所得	課税	課税額	課税標準	課税額
三浦 ちゃん	1990-01-01	専業主婦	0	課税	0	0	0

⑨ 事業関係者に関する事項

事業関係者の氏名	生年月日	従事月数・内容	課税標準額	課税額

⑩ 住民税・事業税に関する事項

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額	39,000		課税標準額		

⑪ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

⑫ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

⑬ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

⑭ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

⑮ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

⑯ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

⑰ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

⑱ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

⑲ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

⑳ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㉑ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㉒ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㉓ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㉔ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㉕ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㉖ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㉗ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㉘ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㉙ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㉚ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㉛ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㉜ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㉝ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㉞ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㉟ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㊱ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㊲ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㊳ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㊴ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㊵ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㊶ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㊷ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㊸ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㊹ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㊺ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㊻ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㊼ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㊽ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㊾ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

㊿ 住民税・事業税に関する事項 (続)

住民税	課税標準額	課税額	住民税	課税標準額	課税額
課税標準額			課税標準額		

提出書類等のご案内 (この紙は提出不要です)

文字数制限で入力できなかった項目や、正しく印字されていない項目は手書きで記入してください。

補充記入



このファイルにはアクセス許可が制限されています。一部の機能にアクセスできない可能性があります。アクセス許可の表示

<p>提出書類等のご案内（この紙は提出不要です）</p>											
補完記入	文字数制限で入力できなかった項目や、正しく印字されていない項目は手書きで記入してください。										
添付書類の提出準備	<p>以下の添付書類を準備してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類 例1: マイナンバーカードの写しのみ 例2: 通知カード + 運転免許証や公的医療保険の被保険者証（※）などの写し ※ 公的医療保険の被保険者証の場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分をマスキング（塗りつぶし）してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 寄附した団体等から交付を受けた寄附金の受領証等</p>										
確定申告書の提出	<table border="1"> <tr> <td>提出書類</td> <td>印刷した提出用の申告書等や上記添付書類</td> </tr> <tr> <td>提出先</td> <td>郵便又は信書便で送付する場合：右下に表示されている宛先 税務署の受付又は時間外収受箱へ提出する場合：住所地の所轄税務署</td> </tr> <tr> <td>提出期間</td> <td>令和5年2月16日(木)から3月15日(水) ただし、速付申告書は令和5年1月から提出可能</td> </tr> <tr> <td>提出方法</td> <td>以下のいずれかの方法で提出してください。 ・郵便又は信書便で送付（送料は負担願います。） ・税務署の受付に持参 ・税務署の時間外収受箱へ投函</td> </tr> <tr> <td>控用の申告書に收受日付印が必要な方</td> <td>控用の申告書を、提出用の申告書と併せて提出してください。 税務署の受付に持参しない場合は、速信用封筒に所要額の切手を貼って一緒に提出してください。</td> </tr> </table> <p>(注1) 郵便又は信書便で送付する方は、速付日付印が令和5年3月15日(水)以前になるように送付してください。 (注2) 申告書の控えに押なつた収受日付印は収受の実業を証明するものであり、内容を証明するものではありません。証明が必要な方は納税証明書をご利用ください。</p>	提出書類	印刷した提出用の申告書等や上記添付書類	提出先	郵便又は信書便で送付する場合：右下に表示されている宛先 税務署の受付又は時間外収受箱へ提出する場合：住所地の所轄税務署	提出期間	令和5年2月16日(木)から3月15日(水) ただし、速付申告書は令和5年1月から提出可能	提出方法	以下のいずれかの方法で提出してください。 ・郵便又は信書便で送付（送料は負担願います。） ・税務署の受付に持参 ・税務署の時間外収受箱へ投函	控用の申告書に收受日付印が必要な方	控用の申告書を、提出用の申告書と併せて提出してください。 税務署の受付に持参しない場合は、速信用封筒に所要額の切手を貼って一緒に提出してください。
提出書類	印刷した提出用の申告書等や上記添付書類										
提出先	郵便又は信書便で送付する場合：右下に表示されている宛先 税務署の受付又は時間外収受箱へ提出する場合：住所地の所轄税務署										
提出期間	令和5年2月16日(木)から3月15日(水) ただし、速付申告書は令和5年1月から提出可能										
提出方法	以下のいずれかの方法で提出してください。 ・郵便又は信書便で送付（送料は負担願います。） ・税務署の受付に持参 ・税務署の時間外収受箱へ投函										
控用の申告書に收受日付印が必要な方	控用の申告書を、提出用の申告書と併せて提出してください。 税務署の受付に持参しない場合は、速信用封筒に所要額の切手を貼って一緒に提出してください。										
<p>運付金の振込について</p> <p>運付金の振込先口座は、申告された方の本人名義に限ります（店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合などは振込みできない場合があります。）。</p> <p>なお、一部のインターネット専用銀行については、運付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の金融機関にご確認ください。</p>	<p>提出先（郵送等で提出する際に切り離してご利用ください。）</p> <p>9 8 0 - 8 4 0 6</p> <p>仙台市青葉区上杉 17 目1番1号</p> <p>仙台国税局業務センター （仙台中税務署） 行</p> <p>申告書等を持参される場合は、上記（ ）内の税務署へお持ちください。</p>										

帳票データが漏れなくできていることを確認したら、**申告書一式を印刷して、もとの画面に戻りましょう。**

コンビニのプリントサービスを使う場合は、このデータをコンビニで印刷してください。



2級FP : S

[提出方法を画面からe-Taxに変更する方法](#)

### 「自宅からのe-Tax」の主なメリット！

<b>添付書類</b>  <b>不要</b> ※一部の書類を除きます。	<b>還付金</b>  <b>早期還付</b> 3週間程度で還付！ 書面提出の場合は 1か月～1か月半程度で還付
---	--

#### 印刷する帳票の選択

印刷する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

チェック	項目名
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書第一表【提出用】
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書第一表【控用】
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類台紙
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書第二表【提出用】
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書第二表【控用】
<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類等のご案内

#### 帳票表示・印刷

- 手順1 [Adobe Acrobat Reader](#)をインストールしてください。
- 手順2 下の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックしてください。
- 手順3 **画面右上のフォルダーアイコン（「ダウンロードフォルダーを開く」または「フォルダーに表示」）をクリックしてください。**  
※ブラウザでPDFファイルが表示される可能性がありますので、「ファイルを開く」をクリックしないでください。
- 手順4 **保存したPDFファイルを右クリックして、「プログラムから開く」を選択してAdobe Acrobat Readerで表示・印刷してください。**  
※Adobe Acrobat Reader以外で印刷した帳票は、掲載で文字や数字が読み取れない場合があります。

[帳票の印刷や保存で分からないことがある方はこちら](#)

帳票表示・印刷

#### 申告内容の確認・訂正

帳票を確認した結果、申告内容の確認・訂正が必要な方は以下のボタンをクリックしてください。

申告内容の確認・訂正

「次へ進む」をクリック  
します。



2級FP：S

前に戻る **次へ進む**

申告書を印刷した後の作業について

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

**インボイスの登録を予定されている事業者の方へ：インボイスの登録申請はお済みですか？**

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書保存方式（インボイス制度）」が始まります。適格請求書（インボイス）を交付するためには、適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要があります。この登録申請手続は、「[e-Taxソフト（WEB版）](#)」（※）（外部サイト）により、提出を行うことができますので、ぜひ、ご利用ください（ID・パスワード方式ではご利用になれません。）

インボイス制度に関する詳しい内容については、「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。

※e-Taxソフト（WEB版）のご利用に当たって  
**マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）**が必要です。

**i** 来年の申告・納税はe-Taxで！  
 e-Taxのご利用には、マイナンバーカードをご用意ください。  
 マイナンバーカード読取対応のスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールすることで、**ICカードリーダライタは不要**となります。  
 → [スマートフォンを使った操作の概要はこちら](#)

入力データの保存 入力データを保存しておく、来年の申告書等の作成に利用することができます。

**入力データを保存する**

[保存方法を動画で確認する方はこちら](#)

補完記入 以下のリンクを開いて納税地・氏名等の記載方法を確認し、必要に応じて手書きで記入してください。

- 申告書第一表
- 申告書第二表

添付書類の提出準備 以下の添付書類を準備してください。書類名をクリックすると、見本を確認することができます。

- 本人確認書類
- 寄附した団体等から交付を受けた寄附金の受領証等

（注）以下の書類については、確定申告書への添付が不要になりました。

- 給与所得の源泉徴収票

「入力データを保存する」をクリックして、**データを保存しておく**と、**入力内容を修正する場合や来年の確定申告の際に入力が楽になりますよ。**

画面を下にスクロールします。

画面を下にスクロール



2級FP：S

- 寄附した団体等から交付を受けた寄附金の受領証等

(注) 以下の書類については、確定申告書への添付が不要になりました。

- 給与所得の源泉徴収票

書類の提出	提出書類	印刷した提出用の申告書や付表など上記添付書類
	提出先	住所地の所轄の税務署 <input type="checkbox"/> <a href="#">所轄の税務署を確認する</a>
	提出期間	令和5年2月16日(木) から 令和5年3月15日(水) ただし遅付申告書は令和5年1月から提出可能
	提出方法	下記のいずれかの方法で提出してください。 ● 郵便又は書留郵便で送付(送料は各人の負担になります。) <input type="checkbox"/> <a href="#">書留郵便とは</a> ● 税務署の受付に持参 ● 税務署の時間外收受箱へ投函
	採用の申告書に 収受日付印が必要 な方	採用の申告書を、提出用の申告書と一緒に提出してください。 税務署の受付に持参しない場合は、返信用封筒に所要額の切手を貼って一緒に提出してください。

(注1) 郵便又は書留郵便で送付する場合は、通信日付印が令和5年3月15日(水)以前になるように送付してください。

(注2) 申告書の控えに押なつた収受日付印は収受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。

お知らせ

- 還付金の振込について  
還付金の振込先口座は、申告された方の本人名義に限ります(店名、事務所名などの名称(番号)が含まれる場合などは振込みできない場合があります。)。なお、一部インターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の金融機関にご確認ください。
- 税務職員を装った「振り込み詐欺」などにご注意ください。  
 [「振り込み詐欺」にご注意ください](#)  
 [いせ税務職員などにご注意ください](#)

アンケートのお問い合わせ

このサイトの改善のため、アンケートにご協力ください。  
アンケートの回答は任意です。

[アンケートに回答する](#)

他の申告書等を作成する方  
へのご案内

住所・氏名等の情報を引き継いで消費税や給与税などの申告書や他の年分の申告書を作成することができます。  
作成しない方は「終了する」ボタンを押してください。

[他の申告書等を作成する](#)

記載されている内容を  
確認して、問題がなければ、「終了する」を  
クリックします。

以上で、確定申告書の  
作成は終了です。

お疲れさまでした。

アンケートは、回答し  
てもしなくてもOKで  
す。



2級FP : S

[前に戻る](#) [終了する](#)